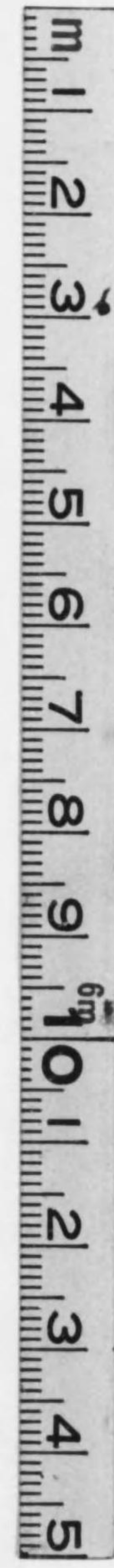


特251
298

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語謹解

鳥取縣女子師範學校
鳥取縣立八頭高等女學校



始





青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ
永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道ヲ
甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繁リテ汝等青少
年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥
ヲ重シ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ
其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長シ執ル所中ヲ
朱ハス嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ
文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以
テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ



- 一、はしがき
- 二、きんかい
- 三、あとがき

畏くも昭和十四年五月二十二日、青少年學徒に對し優渥なる勅語を賜はりましたことは、洵に恐懼感激に堪へません。全國の青少年學徒は申すまでもなく我等教學の任に在るものも愈々その重責に思ひを致し拳々服膺し聖訓に答へ奉らねばなりません。それが爲には、或は公生活に私生活に、それ〴〵實踐事項を定めて日夜に省察を加へ夢寢の間にも御聖旨に戻らないやう力めねばなりません。しかし乍ら、それ等の實踐事項も、御聖旨が充分にうかがはれてゐなければ、よくその効果を擧げる事は出来きせん。この點に思ひをいたしますならば、おそれ多くも茲に賜はりました勅語は洵に洪大深遠の御垂訓で御座いまして容易に大御心の程をうかがひ奉る事が出来ないのではないかと存じます。この故に本校

に於きましては、微力不才洵に畏れ多い事ではありますが、勅語の
謹解を編述して生徒の教養に當りたいといふ計畫を立てて、今夏
その仕事にかかりました。勿論この仕事は容易に進行せらるべく
もない極めて重大なものでありまして慎重の上にも慎重を期せね
ばならぬ事は申すまでもありません。それ故先づ國漢科の教員が
文脈、字義を尋ねて執筆謹解し、更に修身、教育、歴史、公民科
の教員に依つて研講を進め、漸く茲にその稿を終へたものであり
ます。或は充分なものではないかとも存じますが、學校は及ばず
乍ら出來得る限りの努力を致したのであります。この勅語の謹解
は世上公刊せられるものがあるとは存じますが、學校は學校の立
場に於て謹解する事の意義の大なるものあるを思ひ、更に一日も

早く、しかも生徒諸子の程度に相應した謹解を必要といたします
ので茲に梓に上す事といたしました。以上に依つて學校の意のあ
る處を充分心に體して、益々努力精進せられんことを希望するも
のであります。
終りに本書の成るに際し主として執筆に當られたる木島教諭の勞
を多謝するものであります。

昭和十四年九月二十日

學校長 大 山 正

一、はしがき

昭和十四年五月二十二日は青少年學徒にとつて永久に忘れることの出来ない榮光の日である。此の日、天皇陛下には陸軍現役將校學校配屬令施行十五年記念の爲、畏くも宮城廣場に於て、全國學生生徒代表三萬二千五百餘名、及びこれが引率の教職員三千餘名を御親閲あそばされた。恐れ多くも陛下には終始不動の御姿勢にて御舉手を賜ひ、國家隆昌の氣運を永世に維持せんとする潑刺たる青年學徒の分列行進を頼もしげに見やり給うた。首夏薰風

の中、龍顏を咫尺の間に仰いで行進する若人は、深き叡慮の程を拜察して無限の感激に咽び泣き、純忠の赤誠を誓ひ奉つたのである。

午前十時四十五分全集團の分列式は終了し、天機いと麗しく御還幸あそばされたのであるが、更に陛下には同日午後一時半荒木文部大臣を宮中に召され、畏くも全国の青少年學徒に對し優渥なる勅語を下し給はつた。

さて、此の日の御親閲は前述の通り陸軍現役將校配屬令施行第十五年記念の爲のものであつたから、われわれ女性の學園より代表を送るの榮譽を荷ひ得なかつたことは餘儀なき次第である。然る

に同日御下賜の勅語こそは、幼稚園小學校より大學に至るまで、男女を問はず、一切の學に就く者を對象とあそばされてゐるのである。

謹んで按ずるに列聖萬民の上を御軫念あそばされ、國民に垂訓し給うたこと其の例に乏しくないのであるが、青少年學徒をお選びになり、これに勅語を賜はつたことは今回を以て嚆矢とする。

今や我が國は興亞の大業達成に舉國邁往してゐるのであるが、其の前途は甚だ遼遠である。かゝる時、將來國民の後勁としてこれが大成に當るべき青少年學徒に對し、畏くも陛下は絶大の信頼を寄せ給ひ、直接これに呼びかけ給うたのである。青少年學徒たる

者、誓つて聖旨に答へ奉るところあらねばならぬ。

本校に於ては夙にこれが實踐的具體案を樹立し、職員生徒一致協力、着々聖旨奉體の實を擧げつゝあることは諸子の熟知してゐるところである。今夏集團訓練及び心身鍛練期間、毎朝此のみことのりを奉誦して然る後其の日の業を開始したことの如き、嚴肅且つ新鮮な記憶に屬してゐるではないか。

かくて本校生徒は一人漏れなく「青少年學徒ニ賜ハリタル勅語」を暗誦し、夢寐の間にも聖訓に戻らざらんことを念じてゐる次第であるが、冀はくばより一層深き大御心の程を拜察し各自の生活により鋭き省察を加へしめたいとの大山校長の懇篤なる親ごゝる

を體し、文科關係職員相謀りて茲に「青少年學徒ニ賜ハリタル勅語謹解」を執筆し、諸子の参考に資することゝした。急遽筆を走らせたが爲、解義徹底を欠き、或は聖訓の尊嚴を冒瀆するなきやを恐れる者であるが、諸子の敬虔なる心讀の結果、修養省察の一助ともならば望外の喜びである。

昭和十四年九月一日

二、きんかい

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ
永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タ
ル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繁リテ汝等青少
年學徒ノ雙肩ニ在リ

以上を第一段と見てよからう。青少年學徒の雙肩に、國家隆昌の氣運を永世に維持すべき重任が繋つてゐる、とお述べになり、大

任の自覺を喚起し給うたのである。

國・本・ニ・培・ヒ・

國本とは我が日本帝國のもと、國を維持するどだいである。五ヶ條の御誓文に「大イニ皇基ヲ振起スベシ」と宣はせられたあの皇基と同じく、皇國の根基をなすものであり、我が國體の根本である。思ふに我が國體の根本は、天壤と共に窮り無く、萬世一系の天皇を戴き奉るにある。而して、稜威の下我等の祖先が遠き昔から築いて來た忠孝一致の美風をも數へるべきであらう。然しにかにこれらが力強く今日に儼存するとはいへ、後より來る者がこ

「踐祚後朝見ノ儀
ニ於テ賜ハリタル
勅語」にも
「國本ニ不拔ニ培
ヒ」と仰せられて
ゐる。

れを受けつぎはつきりした自覺を以てこれを培つてゆかねば國の
力にはならない。——國本に培ひ、と宣うた所以である。培ふ
は本來草木の根に土を被ひ養ふことで、轉じては物事の生長を期
して其の根基を大切にすることである。

國・力・ヲ・養・ヒ。以下は解釋を要しないと思ふ。國本國力を培養
し、さうして國家隆昌の氣運をいつまでも後世に維持してゆかう
とする、其の任たるや極めて重く、其の道たるや甚だ遠い、と仰
せられてゐるのである。（任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ——
——これについては「あとがき」に於て詳説致したいと思ふから

参照せられよ。）

國・家・隆・昌・ノ・氣・運

「天壤無窮の神勅」
に「寶祚の隆えま
さむこと、當に天
壤と窮りなかるべ
し」と仰せられて
ある。

氣運はきざしでありいきほひである。亞細亞の盟主として、東亞
新秩序の建設に乗り出した現代日本の上には、有史以來其の比を
見ざる隆昌の氣運が立ちこめてゐる。此の隆昌の氣運こそ、稜威
の下奉公の赤誠に燃ゆる幾多先人の健闘の結實に外ならない。け
れども此の氣運を永世に維持するのは、現代日本の後勁青少年學
徒であらねばならぬ。さればこそ陛下は力強く「其ノ任實ニ繋リ
テ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ」と仰せられ、大任の負荷者たる

所次を昭示し給うたのである。青少年學徒たる者、どうして感奮
興起せず居られようか。

汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實
ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其
ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬
ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質
實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全ク
セムコトヲ期セヨ

第二段。先づ汝等とお呼びかけになり、大任の負荷者たる青少年
學徒が一日も忘れてならぬ喫緊の修養眼目を御懇切にお諭し下さ
つたのである。

氣・節・ヲ・尙・ビ
廉・恥・ヲ・重・ン・ジ

氣節は氣概節操、即ち氣性がしつかりしてゐて、みさをがあるこ
と。義氣を固く操守すること。而して此の氣節こそは男女を問は
ず日本臣民の第一義であり、凡百の學藝、智術は此の上に築かれ
て、始めて意義があり光輝があるのである。史上の忠臣義士は皆

氣節の爲、萬死を踏んで顧みなかつた者である。かの和氣清麻呂の如きは、其の最も彰明較著なる者であつて、滔々として曲學阿世の徒多き中に、彼獨り毅然として氣節を存して國家を維持したのである。

頼山陽の日本政記の中に有名な「和氣清麻呂論」といふ文章がある。其の劈頭に

所貴於士、以其有氣節。無氣節、非士也。士之有氣節、不獨以立其一身也。足以維持國家、定中天下之安危。國之有士氣也、猶家之有柱也、舟之有楫也。舟無楫則覆、家無柱則傾、國無士氣則亡。

と述べ、士の氣節が天下國家に關係することを論じてゐる。次いで「吾和氣清麻呂の事を觀て、以て之を知るあり」といひ、當時の朝廷には橘諸兄、吉備眞備等の如き幾多俊秀の士が存在してゐたに拘らず、悲しい哉彼等には氣節が無かつた爲、藤原仲滿、僧道鏡等の驕横僭竊を見て見ぬふりをし、これら逆臣に媚び諂ひ、皇國の危難を匡救し得なかつたことを指摘して「故に禮を講じ學を講じ、儼然として士丈夫と稱するも、而も氣節無くんば則ち其の國に益無きやかくの如し。」と痛歎してゐる。そして最後に清麻呂一人の氣節がよく道鏡の僭竊を挫き、祖宗の天下を維持し得たのであると論斷してゐる。

頼山陽の立言の如く、いかに學才があつても其の人にして氣節が無かつたならば國家者用の人材とは謂へないのである。學徒たる者、三思せねばならぬ。

さて廉恥とは恥を知る心、清い名を重んずる氣風で名利打算の爲に道を踏み誤ることのない謂である。大伴家持の歌に「劔太刀いよ、研ぐべし古ゆさやけく負ひて來にしその名ぞ」とある。武士道の精華といはれるものはこゝに發しこれの凝つて成つたものである。公明正大にして一點の疾しさがなく己に對しても他人に對しても恥づる所がなければ心中常に明朗で氣が闊達である。廉恥の徳に反するを破廉恥といひ、古來日本人の最も擯斥したところ

である。

古・今・ノ・史・實・ニ・稽・へ
中・外・ノ・事・勢・ニ・鑒・ミ

「古今ノ史實ニ稽へ、」とは、事を爲すに際り古より今にいたるまでの歴史的事實に照らしてこれをよく考察することである。稽はかんがへる、考察すること。昔の事がらをかかんがへ調べる事が即ち學習であり修業であるといふ立前から、學問のことを古來稽古とも稱してゐる。然るに現代學徒の通弊として、新奇を好み古のことを瞥視するの傾向がないでもない。それでは事の真相を

「踐祚後朝見ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語には
「我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フベキ所ナリ」
と討論しになつてゐる。

把握し、適確な判断を下すわけにゆかないと思ふ。事々物々悉く歴史性を備へて存在してゐるのであるから、事を爲すに際つては必然歴史的考察がこれに伴はねばならぬ。

「中外ノ事勢ニ鑒ミ」とは、國內及び國外の現在のなりゆきといふものに照らして、時の宜しきに叶つた處置を擇ぶことである。「古今ノ史實ニ稽ヘ」が、物の縦の關係を考へることであるならば、これは横の關係を明察することであらねばならぬ。兩者相俟つて始めて、次の「其ノ思索ヲ精ニシ、其ノ識見ヲ長ジ、執ル所中ヲ失ハズ、嚮フ所正ヲ謬ラ」ぬことをも期し得られるのである。

其ノ思索ヲ精ニシ
其ノ識見ヲ長ジ

思索はかんがへもとめること。即ち書物を讀んで單に他人の學說を記憶するといふに止まらず、我自らの独自の智力を働かせて、事の道理を思案工夫することである。

「精ニシ」とは、其の思案工夫をくはしくこまやかにすること。精は精密、精緻の精である。爾今將來、日進月歩の世に處して行かうとならば、學徒たる者須く今にして精密なる思索力を練成して置かなければならぬ。

識見は見識ともいひ、すぐれたかんがへ、活知識である。勿論思索を精にすることによつて、自ら識見も長じてくるのであるが、學問研究以外の日常生活に於ても、學徒たる者は常に物事の是非善惡をはつきりと見わける働きを助長してゆかうとする心構が大切である。

執ル所中ヲ失ハズ
嚮フ所正ヲ謬ラズ

「執ル」とは、常に守つて失はないこと。中は偏せず倚らず、時の宜しきに適して、過不及のない徳。

「國民精神作興ニ
關スル詔書」には
「輕佻詭激ヲ矯メ
テ醇厚中正ニ歸シ
」と仰せられてゐ
る。

「執ル所中ヲ失ハズ」とは、中の徳を常にしつかりと執り守つて失はないこと。中を時の宜しきに適して過不及のない徳といつてしまへばそれまでであるが、常にこれを守つて失はないことは至難のわざである。

論語堯曰篇によれば、支那古代の聖天子堯は、天下を舜に讓る際「允執厥中」（汝天下の位に即きたる上は、事々物々過不及なき所の中庸の道をしかと執り守つて、萬民を治めなければならぬ）と教へてゐるし、更に舜が禹に位を讓る時にも授くるに此の語を以てしてゐる。これによつても「中」は堯舜禹三聖相傳の道であり、其の後儒教では甚だこれを重視し、「中庸」といふ經

「支那事變一周年ニ當リ下賜セラレタル勅語」には「官民愈々其ノ本分ヲ盡シ」
「國際聯盟脱退ニ關スル詔書」には文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ」とお諭しになつてゐる。

典も出來てゐる。

次に「嚮フ所正ヲ謬ラズ」とは、常に正しきものをめあてとして行動すること、要するに右の兩句は、操守行動、中正を謬り失はぬやうにとのお諭しである。されば青年に得てありがちな過激極端な思想行動を嚴に戒め、正を履み中を執ることを忘れてはならない。

各・其・ノ・本・分・ヲ・恪・守・シ・

本分は己の當に爲すべきつとめである。學從の本分とは何ぞ。これは各自考へてみればよくわかることと思ふ。恪守はつゝしみ守

ること。

文・ヲ・修・ム・
武・ヲ・練・リ・

文は文學藝術のみを指すのではない。汎く科學をも含めた學問を意味する。武は男子のみに專屬するものでない事論を俟たない。我國に於ては女子にも古來武の嗜みがあつた。而して日本人としては文を好むだけではよろしくない。尙武がこれに伴はねばならぬ。又武を尙ぶだけでは不可、好文がこれに伴はねばならぬ。かくて好文と尙武、修文と練武とが程よき調和を示すところ、皇

「即位禮當日紫宸殿ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語」には「文ヲ經トシ武ヲ緯トシ」と仰せられてゐる。

「國民精神作興ニ
關スル詔書」には
「國家興隆ノ本ハ
國民精神ノ剛健ニ
在リ之ヲ振作シテ
以テ國本ヲ固クセ
サルヘカラス」と
宣ひ、又「浮華放
縱ヲ斥ケテ質實剛
健ニ趨キ」と仰せ
られてゐる。
戊申詔書には
「華ヲ去リ實ニ就
キ荒怠相誠メ自彊
息マサルヘシ」と
仰せられた。

國人不可缺の資格であらねばならぬ。

質・實・剛・健・ノ・氣・風・ヲ・振・勵・シ・

質實——かざりけがなくてまことなること。

剛健——つよくすこやかなこと。物に屈せず志のを、しいこと。

そのやうなきごころを振ひ勵ますやう諭し給うたのである。萬一
青少年學徒のきごころが、質實剛健の反對「浮華柔弱」に墮する
やうなことがあつたならば、それこそ國家の前途は寒心に堪へぬ
ことになるであらう。自肅自戒せねばならぬ。

以・テ・負・荷・ノ・大・任・ヲ・全・ク・セ・ン・コ・ト・ヲ・期・セ・ヨ・

「以テ」は「氣節ヲ尙ビ」より以下「質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ」
までを受けてゐる。

「負荷ノ大任」は、背におひ肩になつてゐる大きな任務、即ち
初に「其ノ任實ニ繫リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ」と宣うた
任であり、更に縷説が許されるならば「國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以
テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル」極めて重き任であ
る。かくて首尾照應、大任の自覺を力強く喚起し給うてゐるので
ある。深き叡慮の程洵に恐懼に堪へない次第である。

而して此の大任を完全に果さうとならば、「汝等其レ」とお呼びかけになり、以下懇々垂訓し給うた。

一、
尚氣節
重廉恥

二、
稽古今史實
鑒中外事勢

三、
精其思索
長其識見

四、
所執不失中
所嚮不謬正

五、各恪守其本分

六、
修文
練武

七、振勵質實剛健之氣風

此の尊き御教に恪循し、一路これが實踐躬行に邁進すべきであることを銘記しなければならぬ。

三、あとがき

「青少年學徒ニ賜ハリタル勅語」を拜讀して、吾人が最も恐懼感激に堪へないところは、學徒に寄せ給ふ陛下の御信任の深きこと、即ちこれを士を以て遇してゐられるといふ點である。負荷の任の重きを昭示し給うたのも、此の大御心から出てゐるのだといふことを知らなければならぬ。

さて誰しも既に氣付いてゐることゝ思ふが、勅語の中に「任」といふお言葉^{言葉}を三たび繰返し給うてゐる。

一、任。タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ

二、其ノ任。實ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ

三、負荷ノ大任。ヲ全クセムコトヲ期セヨ

抑々任とは何を意味してゐるであらうか。「きんかい」の部分に於て詳説の煩を避けた故、茲に謹んで補説致したいと思ふ。

最初の「任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ」を拜誦する時、吾人は直ちに論語泰伯篇の左の一文を想起する。

曾子曰、士不可以不弘毅。任重而道遠。仁以爲己任。不亦重乎。死而後已。不亦遠乎。

士とは何ぞ、學問あり教養ありて義理を識る者。

任とは何ぞ、負擔であり、荷物である。道とは何ぞ、事業の経過を指す。

さて、曾子の右の言葉は大要次の如き意味である。

士たる者は、器量寛弘にしてこせこせせず、堅忍持久の節操がなくてはならない。何となれば其の負擔する所の荷物は甚だ重く、其の負擔して行く所の道途は甚だ遠い故、弘毅でなくてはこれに耐へることが出来ないからである。さて任とは何を指して謂ふか、仁、これである。仁は萬物の理備はらざるなき人心の全徳である。そして士の仁に於ける寸時も身を離すことの出来ないものであり、仁を行ふこと一息の間斷があつてもならない。

或は一時何かの事に感激して、心を茲に用ひてゐてもやがて怠り廢する如き、薄志弱行の者の決して負擔し得る所ではない。かゝる人心の全徳たる仁を擧げてこれを己の身に體して勉め行はんと欲するは、其の任たる亦重いではないか。此の重任を負擔して一息なほ存すれば其の負擔を卸すことを得ない、——死して後に已むのである。其の経過する所の道も亦遠いではないか。故に器量寛弘にして持守強忍でなくては決してこれに耐へ得る所ではない。

もとより聖勅には、仁以て己が任となす、など仰せられてはゐない。「國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク

」と宜うてゐるに過ぎない。然し乍ら此のみことのりを宣布し給うた時代的意義を謹んで考察してみる時、吾人は前記論語との關聯をどうしても看過し得ないのである。

既に「きんかい」にも述べた通り、亞細亞の盟主として東亞新秩序の建設に乗り出した現代日本の上には、有史以來其の比を見ざる隆昌の氣運が立ちこめてゐる。さり乍ら、事變の前途は遼遠で日本民族たる者一日の懈怠も許されないのである。破邪顯正の劍を執つて、暴惡なるもの、膺懲戰を繼續すると共に、片方では慈悲の手を差しのべ、虐げられたる無辜の民を救済し、王道樂土の大建設に邁進しつゝあるのだ。此の行爲、此の事業こそ、偉大な

る仁でなくて何であらう。——今次事變が聖戰と稱せられる所以である。そして全く仁以て己が任となしてゐるわけである。従つて日本民族全體が「死而後己」の堅忍持久性を發揮せねば聖業の完成は到底望まれないであらう。道即ち事業の道程はゆけどもゆけども果てしはない。全く「死而後己、亦不遠乎」である。

かくて論語の「任重道遠」の語が、聖勅に於ては更に一段と強調せられ、「任タル極。メ。テ。重ク道タル甚。ダ。遠シ」となつてゐる。極めて重く、甚だ遠し！深遠なる聖慮の前に俯伏し、吾人は誓つて宸襟を安んじ奉るとの決意を愈々牢固たるものにせねばならぬ。吾人は國家隆昌の氣運を永世に維持し、仁の偉業を受けついで、

これを大成せねばならぬ日本學徒である。苟くも、小成に安んじたり、僅かな蹉跌で事を止すやうな薄志弱行の徒であつてはならぬ。どこまでもやり遂げるといふ意志の鞏固、考の遠大が絶対に必要である。薄志弱行、輕薄才子の徒は聖訓の背反者である！

勅語御下賜の當日、文部大臣は即時訓令を發してこれを全國に告知した。即ち其の要旨は先づ聖旨宏遠洵に恐懼の至りに堪へざること、其の責任の愈々重きを念ひ、益々奉公の誠を調し、以て聖旨に答へ奉らんことを期する決意を述べ、更に進んで

今ヤ我が國ハ未曾有ノ時艱ニ際會シ國家ノ總力ヲ舉ゲテ天業ノ翼賛ニ邁往ス而カモ前途ハ甚ダ遠遠ナリ將來國民ノ後勁トシテ

之ガ大成ニ當ルベキ青少年學徒ハ負荷ノ重キニ願ミ自奮自勵氣宇ヲ濶大ニシ識見ヲ高尚ニシ愈々徳ニ進ミ業ヲ修メ品性器能ノ玉成ニ力ヲ效スベキナリ若シ夫レ時局ニ對處シテハ各其ノ分ニ應ジ奉公ノ誠ヲ效スノ覺悟ヲ堅クシ夢寢ノ間ニモ事ノ急ニ應ズルノ用意ヲ怠ラザランコトヲ要ス云々

と、事變下本勅語御下賜の眞意義について諭すところがあつた。更に又文部次官からの通牒には、

凡ソ青少年學徒タル者ハ幼稚園小學校ヨリ大學ニ至ル迄男女ヲ問ハズ感奮興起謹ミテ聖訓ニ恪循シ堅ク其ノ本分ヲ守リ彌々切瑛砥礪修文練武之レ努メテ皇國人タルノ資質ノ練成ニ專心シ云

々

と云ひ聖勅に宣はせられた青少年學徒の範圍を明示したのである
竊かに惟ふに、小學兒童、幼稚園兒にいたるまで、やがては國士
たらんとするの氣概節操を、今のうちに涵養してこそ始めて長期
建設の成果が期し得られるのではなからうか。

大學、専門學校、中等學校の學生生徒、小學兒童、幼稚園兒、彼
等が陸續と蹶起し、次々に奉公の誠を謁すことが出来て、始めて
皇國隆昌の氣運を永世に維持し、東亞新秩序建設の聖業も達成し
得られるのである。

かくて「氣節ヲ尙ビ」以下「質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ」にいたる

御懇切なる具體的御教が、長期戦下喫緊の修養眼目として、躍々
吾人の胸に迫り來るを覚えるのである。

終りに臨み、吾人は肅然襟を正して、負荷の重きを三思し乍ら筆
を擱く。

396
350

昭和十四年十月十五日
昭和十四年十月二十日
發行

【非賣品】

鳥取縣八頭郡國中村
鳥取縣女子師範學校

著者 野村規矩二
發行人 兼

鳥取市東町一番地五

印刷所 吉田印刷所

鳥取市東町一番地五

印刷人 西尾勘次郎

發行所 鳥取縣女子師範學校
鳥取縣立八頭高等女學校
校友會

終